水道法施行規則等の一部を改正する省令

（水道法施行規則の一部改正）

第一条　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（試験科目の一部免除） **第三十一条**　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。	（試験科目の一部免除） **第三十一条**　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第三（第四十一条関係）

改正後		改正前	
業務の区分	業務につくことができる者	業務の区分	業務につくことができる者
（略）		（略）	
令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務	一　（略） 二　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。） 三・四　（略）	令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務	一　（略） 二　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。） 三・四　（略）
令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第三号に掲げる建設機械の運転の業務	一　（略） 二　建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。） 三　（略）	令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第三号に掲げる建設機械の運転の業務	一　（略） 二　建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者（厚生労働大臣が定める者を除く。） 三　（略）